

2. 社会資本整備等

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

政策目標

公共投資における効率化・重点化と担い手を確保するため、i-Construction の推進、中長期的な担い手確保に向けた取組、費用便益分析、効率的・効果的な老朽化対策等に取り組む。

・i-Construction について、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全ての建設生産プロセスにおける建設現場の生産性を2割向上することを目指す。

⇒進捗状況

■最新値(2021年度末)

ICT 土工：約 32%、ICT 舗装工：約 35%、ICT 浚渫工：約 29%、ICT 浚渫工(港湾)：約 17%の時間短縮効果

■前回値(2020年度末)

ICT 土工：26.2%、ICT 舗装工：40%、ICT 浚渫工：35.6%、ICT 浚渫工(港湾)：8.2%の時間短縮効果

■初期値(2018年6月)

ICT 土工：31.2%の時間短縮効果

・また、インフラメンテナンスについて、各省庁が公表する「予防保全等の導入による維持管理・更新費の縮減見通し」を念頭に、中長期のトータルコストの抑制を目指す。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○ICT 土工の実施率(直轄事業)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2021年度末) 84%</p> <p>■前回値(2020年度末) 82%</p> <p>■初期値(2019年度末) 79%</p>	<p>○ICT の活用対象：橋梁・トンネル・ダム工事や維持管理を含む全てのプロセスに拡大 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2021年度末) 土工、舗装工、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、舗装工(修繕工)、構造物工(橋梁上部・橋脚・橋台)、基礎工、浚渫工(港湾)、基礎工(港湾)、ブロック据付工(港湾)、海上地盤改良工(床掘工・置換工)(港湾)</p> <p>■前回値(2020年度) 土工、舗装工、浚渫工(河川)、地盤改良工、法面工、付帯構造物設置工、舗装工(修繕工)、構造物工(橋脚・橋台)、浚渫工(港湾)、基礎工(港湾)、ブロック据付工(港湾)、海上地盤改良工(床掘工・置換工)(港湾)</p>	<p>1. ICT の活用(i-Construction の推進)</p> <p>a. 3次元データを活用し維持管理分野の効率化等を図るため、ICT 活用工種について、構造物工(橋梁上部、基盤工)、小規模工事(床掘工、小規模土工)に拡大する。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 構造物工(基盤工)、小規模工事(床掘工、小規模土工)について基準類を策定し、2022年度より運用を開始している。 橋梁上部工についても2022年度に試行を行い、基準類を策定する予定。</p> <p>b. 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを原則適用とする。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 大規模構造物における全ての詳細設計・工事でBIM/CIMを適用。</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>■初期値(2016年度末) 土工</p>	<p>c. 小規模を除く全ての公共工事において BIM/CIM を原則適用とする。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) 目標年度である 2023 年度より原則適用を開始予定。</p>		→	
		<p>d. 中小建設業、地方公共団体への ICT 施工の普及拡大に向けて、実態を踏まえた積算基準の適正化、経営者向け講習会の実施、業界全体で ICT 施工未経験企業へのアドバイスを行う人材・組織の育成の取組等を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 小規模工事(土工)について積算基準を策定し、2022 年度より運用を開始した。 ICT 普及に向け経営者向け講習以外にも、地方自治体の発注者、監督、施工者を対象に講習会を全国で実施している。また、ICT 施工に関しアドバイスを行える人材や組織の育成についても、講習を含め取り組みを展開している。</p>	→		
		<p>e. 国土交通省における ICT 施工等の取組を加速化し、直轄事業の建設現場の生産性 2 割向上(作業時間短縮効果から算出)を 2024 年度に実現するなど、ICT 施工等により建設現場の生産性を 2025 年度までに 2 割向上させることを目指して取組を進める。 (参考)単位労働者・時間あたり付加価値額から算出した建設現場の生産性：2019 年度 6.6%(2015 年度比の増加率) 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達) ICT 活用による作業時間短縮効果から算出した直轄事業の建設現場の生産性については約 17%(2020 年度末時点)に向上しており、目標年度である 2025 年度までには達成予定。</p>	→	→	→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○建設技能者の処遇改善を図りつつ、建設市場の労働需要に応えられる建設技能者の確保(下記の3つの指標)：目標は設定せず、建設技能者に係る各種指標をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕</p> <p>「労働力調査」から算定する技能者数 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年8月) 296万人 ■前回値(2021年8月) 315万人 ■初期値(2019年9月) 320万人 <p>「学校基本調査」から算定する入職数 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年) 4.2万人 	<p>○建設業許可業者の社会保険への加入率：2025年度までできるだけ早期に100% ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年10月) 98% ■前回値(2020年10月) 99% ■初期値(2017年10月) 97% <p>○国・都道府県・市町村における建設キャリアアップシステム活用工事の導入：2023年度末までに国並びに全ての都道府県及び市町村が建設キャリアアップシステムを活用する工事を導入 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年10月末) 2.6% 	<p>2. 中長期的な担い手の確保</p> <p>(技能労働者の処遇改善)</p> <p>a. 2020年10月1日以降、建設業の許可・更新の要件として社会保険の加入が追加されたため、K P I 第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人親方について雇用契約の締結や社会保険への加入等を促していく目的から、2022年3月に「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」を改訂した。 ・2022年10月に行政・学識・建設業団体が連携して社会保険の加入や技能者の処遇改善等に取り組む「建設キャリアアップシステム処遇改善推進協議会」を開催し、ガイドラインの改訂について周知を強化した。 ・建設事業者の社会保険の加入や賃金の支払い状況、工事における法定福利費の確保について11月に調査予定。 ・2021年度に作成した、適切な社会保険の加入・雇用契約の締結を促すリーフレットを追加で約13万部印刷し、専門工事業団体等へ発送した。 	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■ 前回値(2020年) 4.0万人</p> <p>■ 初期値(2018年) 3.9万人</p> <p>「賃金構造基本統計調査」から算定する 男性生産労働者年間賃金支給額 ⇒進捗状況</p> <p>■ 最新値(2020年) 4,511千円</p> <p>■ 前回値(2020年12月) 5,403千円</p> <p>■ 初期値(2018年) 4,625千円</p>	<p>■ 前回値(記載なし)</p> <p>■ 初期値(記載なし)</p> <p>○ 女性の入職者数に対する離職者数の割合：前年度比で低下 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■ 最新値(2020年) 88.0%</p> <p>■ 前回値(2019年) 96.9%</p> <p>■ 初期値(2018年) 71.4%</p> <p>○ 入職者に占める女性の割合：前年度比で上昇 ⇒進捗状況(達成)</p> <p>■ 最新値(2020年) 20.5%</p> <p>■ 前回値(2019年) 19.4%</p> <p>■ 初期値(2018年) 20.5%</p>	<p>b. 技能労働者の賃金上昇に向けて、安定的・持続的な公共投資の確保、適正な予定価格の設定・適切な契約変更の徹底、ダンピング対策の更なる徹底を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>安定的・持続的な公共投資の確保に努めるとともに、2021年12月に地方公共団体に対して同様の要請を行った。</p> <p>また、適正な予定価格の設定、適切な契約変更の徹底及びダンピング対策については、国土交通省直轄工事における適切な対応に加え、地方公共団体においても必要な取組を進めるよう2022年6月に要請を行った。</p> <p>さらに、都道府県に比べて取組が遅れている市町村に対して、都道府県公契連を通じて入札契約改善の周知徹底を行った。</p> <p>(働き方改革)</p> <p>a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きK P I第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず周知を図るとともに、民間工事における工期の実態調査を行い、その結果を踏まえて働きかけを実施。</p>	→		
		<p>(働き方改革)</p> <p>a. 2020年7月に中央建設業審議会において作成・勧告した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず、引き続きその周知を図るとともに、新・担い手3法の施行により、2020年10月以降、著しく短い工期による請負契約の締結が禁止されたことも踏まえ、引き続きK P I第1階層の達成状況やこれまでの取組状況のフォローアップを行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事を問わず周知を図るとともに、民間工事における工期の実態調査を行い、その結果を踏まえて働きかけを実施。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 担い手の更なる入職・定着に向けて、適正な工期設定・施工時期の平準化、建設技術者の長時間労働の是正等の取組を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) (適正な工期設定)：前述のとおり。 (施工時期の平準化)： 施工時期の平準化については、公共工事の各発注者に対して、必要な取組を進めるよう2022年6月に要請するとともに、都道府県に比べて取組が遅れている市町村に対して、都道府県公契連を通じて入札契約改善の周知徹底を行った。</p> <p>(建設技術者の長時間労働の是正)： 「適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期)」において、技術者の専任制度の緩和等について「技術者制度の見直し方針」がとりまとめられた(2022年5月31日)。</p>	→		
		<p>(人材育成)</p> <p>a. 2019年度から運用を開始した「建設キャリアアップシステム」への加入を促進するため、官民一体となって、現場でのカードリーダー等の設置による建設技能者の就業履歴を確実に蓄積できる措置を進めていくとともに、能力評価制度の普及・拡大や同システムの活用促進に向けて、ブロック別連絡会議の設置等を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) ブロック別連絡会議等における地方自治体への働きかけを通じ、公共工事におけるモデル工事等について、実施団体を36道府県まで拡充するとともに、経営事項審査において元請事業者による現場カードリーダー設置等への加点措置を導入した。また、能力評価制度の拡大に向けて、登録基幹技能講習団体を4団体追加。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 建設業従事者の処遇改善等に向けた取組を推進するとともに建設業の魅力発信のため広報・教育活動の充実等を図り、建設業の担い手確保を積極的に推進する。特に、「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画(2020年1月策定)」を踏まえ、女性技術者・技能者の活躍の定着に向けて、仕事と育児を両立できるような柔軟な働き方の導入、建設産業の魅力や働きがいの発信等を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2020年1月に「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」を策定。 2020年度「女性定着促進に向けたアクションプログラム」を策定。 2021年度「キャリアパス・ロールモデル集」を作成。 2022年度は、女性の就業継続の観点から建設キャリアアップシステムの導入促進を行い、事例の水平展開を行う予定。</p>	→		
<p>○社会資本整備重点計画において設定されている重点施策の達成状況を測定するための指標と同じ</p>	<p>○「政策評価に関する基本計画」に定められた評価対象となる個別公共事業の事前評価・事後評価の実施率(直轄事業・補助事業)：100% ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021年度末) 100% ■前回値(2021年10月) 100% ■初期値(2018年3月) 100%</p>	<h3>3. 重点プロジェクトの明確化</h3> <p>(ストック効果の把握) a. 事業実施後に、ストック効果の発現状況を定量的・客観的に効果を把握し、見える化するとともに、事業の改善点などの工夫・教訓をアーカイブ化する取組を進め、これらの知見を今後の事業実施に活用する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 事後評価等において事業実施後のストック効果を把握するとともに、事前評価において事業実施によって見込まれるストック効果を検討するなどP D C Aサイクルを活用した取組を行っている。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(公共事業における事業評価)</p> <p>a. 評価対象事業に関する効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るとともに、有識者委員会等における議論を踏まえた事業評価手法の改善を進め、適切に事業評価を実施する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「政策評価に関する基本計画」に基づき、事業評価を実施した。</p>	→		
—	—	<p>(交付金事業・補助事業)</p> <p>a. 地方公共団体におけるより効果的な取組を促進するよう、一定の線引きを行った上でのB / Cの算出の要件化や定量的指標の設定と達成状況等の見える化など、政策目的の実現性を評価する取組を進めるとともに、取組状況をフォローアップする。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 一定の線引きを行った上でのB / Cの算出の要件化や定量的指標の設定などの政策目的の実現性を評価する取組を行った。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○包括的民間委託を導入した累積自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(下水道分野は 2021 年 4 月、その他は 2021 年 3 月末) 374 者</p> <p>■前回値(下水道分野は 2020 年 4 月、その他は 2021 年 3 月) 362 者</p> <p>■初期値(下水道分野は 2019 年 4 月、その他は 2019 年 10 月) 288 者</p>	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する自治体数：毎年度増加 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2022 年 9 月末) 1,270 者</p> <p>■前回値(2021 年 10 月末) 1,121 者</p> <p>■初期値(2020 年 11 月) 856 者</p>	<p>4. 効率的・効果的な老朽化対策の推進</p> <p>(包括的民間委託)</p> <p>a. 包括的民間委託の更なる導入を促進するため、検討会において包括的民間委託のケーススタディを行い、その結果をインフラメンテナンス国民会議も活用しながら全国展開する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 包括的民間委託の導入検討を行うモデル自治体を公募・選定し、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進 WG において有識者の意見を伺いながら導入検討支援を行っている。</p> <p>b. 包括的民間委託の導入ガイドラインを作成する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(2022 年度内達成予定) 包括的民間委託の導入検討支援の成果やすでに包括的民間委託を導入済みの自治体からのヒアリング結果を活用し、インフラ維持管理における包括的民間委託導入の手引きの作成・年度内の公表に向け、社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会技術部会社会資本メンテナンス戦略小委員会民間活力活用促進 WG において検討を進めている。</p>	<p>→</p> <p>→</p>	<p></p> <p>→</p>	<p></p> <p></p>

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国内の重要インフラ・老朽化インフラの点検・診断などの業務において、一定の技術水準を満たしたロボットやセンサーなどの新技術等を導入している施設管理者の割合：2030年までに100%</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値</p> <p>46%(国交省 2021年3月末)</p> <p>31%(農水省 2021年3月末)</p> <p>79%(厚労省 2022年5月末)</p> <p>— (文科省)</p> <p>11%(環境省：国立公園)</p> <p>調査中(環境省：一般廃棄物処理施設)</p> <p>■前回値(2019年3月末)</p> <p>35%(国交省)</p> <p>27%(農水省)</p> <p>36%(厚労省)</p> <p>— (文科省)</p> <p>— (環境省)</p> <p>■初期値(記載なし)</p>	<p>○新技術の現場試行累積数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2022年3月末)</p> <p>46技術</p> <p>■前回値(2021年3月末)</p> <p>38技術</p> <p>■初期値(2018年12月)</p> <p>17技術</p>	<p>(新技術導入促進による業務効率化)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議等における現場試行・実装化と横展開を継続するとともに、得られた知見をもとに更なる新技術の導入に係るガイドライン等を作成する。新技術の普及促進のため、点検要領やガイドライン、事例集の充実等を行う。</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>インフラメンテナンス国民会議等の取組の中で新技術の紹介、産官学の技術マッチングのコーディネート等を行い、新技術の社会実装を支援した。また、新技術が積極的に採用されるよう、点検要領の見直しやマニュアル・手引きの作成等を行った。</p>	→		
	<p>○インフラメンテナンス国民会議に参加する会員数：2025年末までに3,000者</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年9月末)</p> <p>2,682者</p> <p>■前回値(2021年10月)</p> <p>2,440者</p> <p>■初期値(2018年12月)</p> <p>1,596者</p>	<p>b. アウトカム指標の充実に向けて、新技術導入による具体的な効果(コスト縮減・工程短縮等)を把握する。</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>新技術導入によるメンテナンスコストの縮減・質の向上等の事例の収集・整理を行った。</p>	→		
		<p>(インフラメンテナンス国民会議)</p> <p>a. インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野をインフラメンテナンス国民会議で取扱うなど、国民会議の内容を充実させる。</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>インフラメンテナンス国民会議において、インフラメンテナンス大賞の周知を図るなどの先進・優良事例の全国展開を図るとともに、会員のニーズを踏まえ、関係省庁の様々な分野を取扱うイベントを開催している。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
—	—	<p>(インフラ長寿命化計画のフォローアップ)</p> <p>a. 定期的にインフラ長寿命化計画のフォローアップを行い、その結果を踏まえつつ、計画内容を充実させる(新技術の更なる導入促進方策、データの更なる利活用方策、技術系職員不足を踏まえた対応策等)。</p> <p>《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>第2次行動計画の取組状況のフォローアップを行い、各施策の進捗状況を把握するとともに、各インフラ管理者に対する支援を実施。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

○措置が必要な施設の修繕率：毎年度上昇 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]

⇒進捗状況

	最新値	前回値
	2021 年度末	2020 年度末
学校施設	86%	次年度把握
社会教育施設	85%	次年度把握
文化施設	86%	次年度把握
スポーツ施設	86%	次年度把握
水道	91%	77%
福祉施設	18.5%	20%
医療施設	23%	次年度把握
農業水利施設	20%	次年度把握
農道	32.4%	次年度把握
農業集落排水施設	47.1%	次年度把握
林道施設	14%	次年度把握
治山施設	17%	次年度把握
地すべり防止施設	18%	次年度把握
漁港施設	46%	次年度把握
漁場の施設	64%	次年度把握
漁業集落環境施設	73%	次年度把握
道路	61%	51%
河川	24%	0%
ダム	88%	86%
砂防	91.7%	91.7%
海岸	86%	86%
下水道	54%	26%
港湾	84%	83%
空港	100%	100%
鉄道	14%	14%
自動車道	42%	0%
航路標識	58%	55%
公園	55%	54%
公営住宅	調査中	—
官庁施設	47%	24%
一般廃棄物処理施設	62.9%	64%

○施設の点検の実施率：分野毎に定める点検の実施期間中に 100%

⇒進捗状況(未達)

	最新値	前回値
	2021 年度末	2020 年度末
学校施設	99%	98%
社会教育施設	92%	92%
文化施設	96%	94%
スポーツ施設	92%	91%
水道	88%	79%
福祉施設	87.3%	84.9%
医療施設	94.5%	94.7%
農業水利施設	100%	100%
農道	100%	100%
農業集落排水施設	100%	100%
林道施設	100%	100%
治山施設	100%	100%
地すべり防止施設	100%	100%
漁港施設	100%	100%
漁場の施設	100%	100%
漁業集落環境施設	100%	100%
道路(2 巡目)	61%	38%
河川	100%	100%
ダム	100%	100%
砂防	100%	100%
海岸	97%	95%
下水道(2 巡目)	19%	100%
港湾	98%	98%
空港	100%	100%
鉄道	100%	100%
自動車道	100%	100%
航路標識	85%	75%
公園	99.6%	99.8%
公営住宅	100%	99%
官庁施設	99%	99%
一般廃棄物処理施設	66.5%	54%

■初期値(記載なし)

(予防保全型の老朽化対策への転換)

a. インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施によりメンテナンスの P D C A サイクル(メンテナンスサイクル)を確立・実行し、予防保全型の老朽化対策へ早期に転換する。また、関係省庁は、毎年度、地方公共団体を含めたその実行状況を把握・公表、データの蓄積・活用を行うとともに、研修の開催による技術的向上、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組を行う。

《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

予防保全型インフラメンテナンスへの取組に向け施設の修繕等を推進。
第 2 次行動計画フォローアップを実施。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

2020 年度にインフラ長寿命化計画の改定及び個別施設計画の策定 100%を達成し、予防保全型の老朽化対策への転換を図るとともに、個別施設計画の主たる内容について公表した。引き続き、個別施設計画の更新を迎える施設について、地方公共団体に対し、説明会や会議を通じて各種補助事業の紹介等を行い、適切に更新されるよう取り組んでいる。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、適切に維持・修繕の措置がなされるよう取り組むよう依頼し、また実行状況について把握に努めた。

医療施設においては、点検状況を把握し、結果を公表している。引き続き点検状況の把握に努めるとともに、地方公共団体に対する技術的支援体制の強化等の取組について検討していく。

福祉施設においては、2021 年度に調査を実施し、結果を公表済み。

→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■初期値(記載なし)</p> <p>※対象施設は各分野において設定</p>		<p>《文科省》 ⇒進捗状況(達成) インフラ長寿命化計画及び個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、必要な修繕等の実施状況を把握した。</p> <p>《環境省》 ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画に基づくインフラの定期的な点検・診断、修繕等の実施状況について調査・公表を行った。引き続き点検、修繕の実施を促す。</p>			
<p>○総合管理計画において効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表した累積地方自治体数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 1,336 団体 ■前回値(2021年3月末) 589 団体 ■初期値(2018年3月末) 523 団体</p>	<p>○インフラ所管省による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表：2021年度末までに100% ⇒更新があれば記載(達成) ・学校施設：公表済(2012年度) ・社会教育施設：公表済(2020年度) ・文化施設：公表済(2020年度) ・スポーツ施設：公表済(2020年度) ・水道：公表済(2019年度) ・福祉施設：公表済(2021年11月) ・医療施設：公表済(2021年4月) ・農林水産省所管施設：公表済(2021年3月) ・国土交通省所管施設：公表済</p>	<p>5. インフラ維持管理・更新費見通しの公表</p> <p>(総合管理計画) a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表において、効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを見える化し、随時情報を更新するとともに、地方自治体が個別施設計画の内容を踏まえて維持管理・更新費見通しの見直しを行うよう技術的な助言を行う。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) インフラ維持管理・更新費の見通しを記載項目として設定している公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021年度末時点の状況に更新し、2022年10月に公表済み。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

(2018年11月)
 ・一般廃棄物処理施設：公表済
 (2020年9月)

(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)

a. 2021年度末までに効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しを公表する(一部公表済み)。
 《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

2018年11月に国土交通省所管施設における今後30年間の維持管理・更新費の見通しの推計結果を公表している。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省所管施設については、2020年度末に「インフラ維持管理・更新費の見通し」を公表済み。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、2021年3月に、効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの推計について公表した。

医療施設においては、2021年4月に効率化の効果も含めたインフラ維持管理・更新費見通しの推計について公表した。

福祉施設においては、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しとして、2021年度に福祉分野のインフラ維持管理・更新費見通しを公表した。

《文科省》

⇒進捗状況(達成)

社会教育施設、文化施設、スポーツ施設は2020年度末に公表済み(学校施設は2012年度末に公表済み)

《環境省》

⇒進捗状況(達成)

2020年9月に公表済。(一般廃棄物処理施設)

→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

b. 地方自治体による効率化の効果を含めたインフラ維持管理・更新費見通しの公表に向け、2021年度までに標準的な算定方法や先進事例を示すなどの取組を行う。

《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

2018年11月に国土交通省所管施設における今後30年間の維持管理・更新費の見通しの推計結果を公表するにあたって各分野での推計方法を合わせて公表している。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省では、「インフラ維持管理・更新費の見通し」の公表と併せて、「インフラ維持管理・更新費の見通し」を取りまとめに際し、対象施設、見通し(推計)期間、推計手法等を整理した「推計手順書」を地方公共団体へ提供すること等により支援を行った。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、地方自治体による公表に資する事例研究を行い、2021年3月に公表した。

医療施設においては、インフラ維持管理・更新費見通しに係る自治体からの照会に対し助言を行うとともに、全国のインフラ維持管理・更新費見通しの推計について公表した。

福祉施設においては、維持管理・更新費用等の推計に関する調査研究報告書として、個別施設計画の先行策定を行っている自治体の今後の方針、コスト推計等を公表している。

《文科省》

⇒進捗状況(達成)

維持管理・更新費見通しの標準的な算定方法などを示した学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書を2017年3月に策定し、毎年度、活用を促している。

《環境省》

⇒進捗状況(達成)

インフラ維持管理・更新費見通しについて2020年9月に公表済。(一般廃棄物処理施設)

→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層

○施設の集約化・複合化等の計画数・実施数：進捗状況をモニターする〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕

⇒進捗状況

■最新値(2021年度)

	2021	2022以降	2020年度
	実施数	計画数	実施数
学校施設：	321	799	453
社会教育施設：	137	430	153
文化施設：	12	76	26
スポーツ施設：	50	181	123
水道：	396	382	365
福祉施設：	178	155	213
医療施設：	4	6	3
農業水利施設：	7	4	8
農道：	0	0	0
農業集落排水施設：	8	67	34
林道施設：	0	0	0
治山施設：	0	0	0
地すべり防止施設：	0	0	0
漁港施設：	5	0	6
漁場の施設：	6	0	0
漁業集落環境施設：	4	5	1
道路(橋梁)：	363	739	308
道路(トンネル)：	12	28	5
河川：	10	40	31
ダム：	0	0	0
砂防：	0	0	0
海岸：	75	0	71
下水道：	89	193	80
港湾：	14	34	35
空港：	0	6	1
鉄道：	7	0	5
自動車道：	0	1	1
航路標識：	8	6	17

KPI第1階層

○個別施設計画の策定率：2022年度末までに100%

⇒進捗状況(未達)

	最新値	前回値	初期値
	2021年度末	2020年度末	2017年度末
学校施設：	98%	92%	7%
社会教育施設：	84%	76%	11%
文化施設：	85%	77%	13%
スポーツ施設：	84%	76%	14%
水道：	99%	90%	75%
福祉施設：	79.5%	72%	23%
医療施設：	72%	56%	10%
農業水利施設：	100%	100%	69%
農道：	100%	100%	36%
農業集落排水施設：	100%	100%	42%
林道施設：	100%	100%	33%
治山施設：	100%	100%	60%
地すべり防止施設：	100%	100%	21%
漁港施設：	100%	100%	80%
漁場の施設：	100%	100%	75%
漁業集落環境施設：	100%	100%	18%
道路(橋梁)：	97%	96%	73%
道路(トンネル)：	87%	83%	36%
河川：	99%	100%	89%
ダム：	99%	99.6%	79%
砂防：	100%	100%	79%
海岸：	99%	99.7%	39%
下水道：	100%	100%	70%
港湾：	100%	100%	100%
空港：	100%	100%	100%
鉄道：	100%	100%	100%
自動車道：	100%	100%	48%
航路標識：	100%	100%	100%
公園：	99%	95%	93%
公営住宅	98%	94%	89%
一般廃棄物処理施設	91%	86%	42%

工程(取組・所管府省、実施時期) 22 23 24

6. 総合管理計画・個別施設計画の策定支援

a. 個別施設計画の策定が遅れている分野については、原因の分析を行った上で、2022年度末策定に向けた支援を引き続き行う。
《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

第2次行動計画フォローアップにおいて、策定率100%未達の施設に対し、策定遅延理由や未策定施設に対する取組についての調査を実施、結果について公表(2022年9月28日公表)している。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省では、2020年度中に個別施設計画の策定100%を達成済。

《厚労省》

⇒進捗状況(未達)

水道においては、水道事業者、水道用水供給事業者及び各都道府県認可権者に対し、担当者会議等の場で、行動計画に基づいた適切な対応を要請するとともに、対応の進捗状況のフォローアップを実施した。

医療施設においては、策定が遅れている施設について原因も併せて調査を行っており、当該結果も踏まえつつ、引き続き策定に向け検討を依頼している。

福祉施設においては、各施設に関する個別施設計画や行動計画の策定状況を厚生労働省ホームページに公表するとともに、未策定の場合はその原因を把握し、引き続き策定等に取り組んでいただくよう要請を行っている。

《文科省》

⇒進捗状況(達成)

策定が遅れている原因を把握したうえで、2022年9月に個別施設計画策定を促す通知を発出した。引き続き早期策定に向けた支援を行っていく。

→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI第2階層			
公園：	84	93	54
公営住宅：	1,130	5,221	1,131
一般廃棄物処理施設：	40	345	52
実施数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2021年度に取組(整備等)に着手した数			
計画数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2022年度以降に取組(整備等)を予定している数			
■ 前回値(2020年度)			
	2020	2021以降	2019年度
	実施数	計画数	実施数
学校施設：	453	1088	453
社会教育施設：	153	430	153
文化施設：	26	84	26
スポーツ施設：	123	220	123
水道：	365	306	381
福祉施設：	213	149	82
医療施設：	3	4	0
農業水利施設：	7	8	2
農道：	0	0	0
農業集落排水施設：	34	63	37
林道施設：	0	0	0
治山施設：	0	0	0
地すべり防止施設：	0	0	0
漁港施設：	6	0	18
漁場の施設：	0	0	0
漁業集落環境施設：	1	11	3
道路(橋梁)：	308	510	302
道路(トンネル)：	5	32	32
河川：	31	32	0
ダム：	0	0	0
砂防：	0	0	0
海岸：	71	0	48
下水道：	80	191	100
港湾：	35	44	14

KPI第1階層
○ 総合管理計画の見直し策定率： 2023年度末までに100% ⇒進捗状況(未達) ■ 最新値(2022年3月末) 72.5% ■ 前回値(2021年3月末) 12.0% ■ 初期値(記載なし)

工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>《環境省》 ⇒進捗状況(達成) 策定遅延理由について調査を実施すると共に、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」や計画のひな形を2021年3月に改訂し、地方公共団体に対する支援を行っている。</p>			
<p>b. 個別施設計画の内容充実・更新を行う。《関係省庁》 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>《国交省》 ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表の公表により、個別施設計画の内容充実、更新を促進。</p> <p>《農水省》 ⇒進捗状況(達成) 農林水産省では、引き続き、個別施設計画が適切に更新されるよう、地方公共団体に対し、説明会や会議を通じて各種補助事業の紹介等を行い、適切に更新されるよう取り組んでいる。</p> <p>《厚労省》 ⇒進捗状況(達成) 水道においては、水道事業者及び水道用水供給事業者に対し、行動計画に基づいた適切な対応と、対応の進捗状況のフォローアップの実施を要請した。 医療施設においては、個別施設計画の更新状況について調査しているところであり、引き続き計画期間内の更新と内容の充実に向け働きかけを行っていく。 福祉施設においては、ガイドラインの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しを公表する等により、計画の策定を支援している。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層				K P I 第1階層				工程(取組・所管府省、実施時期)			22	23	24
空港：	1	1	2					<p>≪文科省≫ ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画の内容の充実や見直しに資するため、2021年3月に先進的な取組をまとめた事例集を作成し、引き続き周知を行っている。 また、2022年度に、個別施設計画の見える化調査を実施し、結果を公表するとともに、記載の内容の充実を促すよう通知を発出する。</p> <p>≪環境省≫ ⇒進捗状況(達成) 「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」や計画のひな形を2021年3月に改訂し、記載事項の周知を行い、内容充実を図ったところ。(一般廃棄物処理施設)</p>					
鉄道：	5	0	8										
自動車道：	1	1	0										
航路標識：	17	6	21										
公園：	54	126	67										
公営住宅：	1,131	5,062	1,131										
一般廃棄物処理施設：	52	385	53										
<p>実施数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2020年度に取組(整備等)に着手した数 計画数：「集約」、「再編」、「複合化」、「廃止」について、2021年度以降に取組(整備等)を予定している数</p> <p>■ 初期値(記載なし)</p>				<p>c. 総合管理計画の見直しについて、2021年度末までの状況の分析を行った上で、2023年度末までに完了するよう支援を引き続き行う。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(未達) 総合管理計画について2021年度末までの見直し状況及び2023年度末までの見直し予定を調査し、また、市町村における総合管理計画の見直しに係る経費等について、特別交付税措置を2023年度まで講ずることとしている。</p>			→						

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

d. 地域における施設の集約化・複合化が進む取組に対する支援を2021年度までに実施する。

《所管省庁：関係省庁》

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

施設の集約等の取組に対する支援を実施。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省では、機能の集約化や既存施設の統廃合等の取組を促進するため、インフラ長寿命化計画(行動計画)を2021年3月に改定し、施設管理者に周知した。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、各水道事業者に、行動計画・個別施設計画に基づき、所管する水道施設に対し、更新の機会を捉えた施設のダウンサイジング・統廃合・再配置・共同化などにも取り組むよう要請した。

医療施設においては、施設の老朽化対策の観点も含め、病床の機能の分化及び連携等を進めるため、医療施設を整備する際には、地域医療介護総合確保基金を活用して支援を行っている。

福祉施設においては、2021年度は調査を実施済み。

《文科省》

⇒進捗状況(達成)

2021年1月に、施設の集約化・複合化事業を検討する際の参考に、地方公共団体の集約化・複合化事業の調査結果の共有と併せて、学校施設の複合化に関する基本的な考え方や留意事項を示した報告書等を活用するよう周知を行った。

また、2021年3月に、個別施設計画の内容の充実や見直しを支援するための事例集を作成し、集約化・複合化の事例についても紹介した。

更に、公立小中学校の長寿命化改修等を行う際に、学校以外の公共施設との集約化・複合化を図る場合について、補助率を1/3から1/2へ高上げる措置を2022年度から開始することとした。

→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
		<<環境省>> ⇒進捗状況(達成) 「広域化・集約化に係る手引き」を2020年6月に策定した。(一般廃棄物処理施設)				
		e. 個別施設計画の標準化に向けた具体的な方法の整理を行った上で、計画内容の標準化を行う。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》 ⇒進捗状況 インフラ長寿命化基本計画において、個別施設計画の記載事項が定められていることについて、改めて認識共有を行った。	→			
		7. 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開				
		(総合管理計画) a. 公共施設等総合管理計画の主たる内容をまとめた一覧表について、見える化の内容の更なる充実を図ることにより、総合管理計画の充実や計画の実行を推進する。 《所管省庁：総務省》 ⇒進捗状況(達成) 公共施設等総合管理計画の主たる記載項目をまとめた一覧表について、2021年度末時点の状況に更新し、2022年10月に公表済み。	→			

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

(学校施設、社会教育施設、文化施設、スポーツ施設、水道、福祉施設、医療施設、農業水利施設、農道、農業集落排水施設、林道施設、治山施設、地すべり防止施設、漁港施設、漁場の施設、漁業集落環境施設、道路(橋梁)、道路(トンネル)、河川、ダム、砂防、海岸、下水道、港湾、空港、鉄道、自動車道、航路標識、公園、公営住宅、官庁施設、一般廃棄物処理施設)

a. 個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実を図るとともに、個別施設計画の策定・充実、計画の実行を促すため、先進・優良事例の横展開等を実施する。

《所管省庁：関係省庁》

※見える化の内容としては、原則、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針などとし、施設毎の特性に応じて、各省庁において適切に判断する

《国交省》

⇒進捗状況(達成)

所管分野における個別施設計画の策定状況や主たる記載内容について一覧表形式でHP上で公表している。また、個別施設計画の策定を個別補助や交付金の重点配分の要件化することで個別施設計画の策定を促進している。

《農水省》

⇒進捗状況(達成)

農林水産省では、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、2021年3月に公表した。

《厚労省》

⇒進捗状況(達成)

水道においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について、その見える化の内容の充実化を図った。

医療施設においては、個別施設計画の主たる内容をまとめた一覧表について情報の更新を行うとともに、計画の更新状況についても記載した。

福祉施設においては、主たる内容をまとめた一覧表について、2021年度に公表し、見える化を図った。また、ガイドライ

→

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>ンの周知、中長期的な維持管理更新費の見通しを公表する等の支援を行っている。</p> <p>《文科省》 ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画の見える化調査を実施し、結果を公表するとともに、記載の内容の充実を促すよう通知を発出した。2022年度に、同内容の調査を実施し、今後公表予定。</p> <p>《環境省》 ⇒進捗状況(達成) 個別施設計画に記載されている、施設数、施設の老朽化状況(供用年数、健全性)、計画の策定年度・公表の有無・計画期間、維持管理・更新の方針について調査を行い、公開している。(一般廃棄物処理施設)</p>			
		<p>(総合管理計画・個別施設計画の策定状況) a. 総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表について、情報を更新する。 《所管省庁：内閣官房、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2018年12月に地方公共団体ごとの総合管理計画及び全ての個別施設計画の策定状況を記載した一覧表(2018年4月1日時点・国土交通省分は2018年3月31日時点)を公表。 また、2022年9月に2022年4月1日時点(国土交通省分は2022年3月31日時点)の情報を更新し、公表。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p style="text-align: center;">— (次年度以降の改定で記載)</p>	<p style="text-align: center;">— (次年度以降の改定で記載)</p>	<p>8. インフラデータの有効活用</p>			
		<p>(連携型データプラットフォーム) a. インフラ分野での連携型インフラデータプラットフォームを構築し、府省庁及び主要な自治体・民間企業との連携及び他分野とのデータ連携を開始する。 《所管省庁：内閣府》 ⇒進捗状況(未達) 構築に向けて、先行事例を元に連携に適したデータプラットフォームやデータベースの全体像について検討し連携を試行的に実施した。</p>	→		
		<p>b. 次年度以降、改革工程表において K P I 第 1 階層、第 2 階層を設定する。 《所管省庁：内閣府》 ⇒進捗状況(未達) 2023 年度以降の次期 SIP のターゲット領域「スマートインフラマネジメントシステムの構築」における取組みとして、2022 年度に FS(フィージビリティスタディ)を実施しており、その結果を踏まえて目標設定を行う。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国土交通データプラットフォームと連携するデータ数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度末) 約150万件 ■前回値(記載なし) ■初期値(2017年度末) 0件 	<p>○国土交通データプラットフォームと連携する累積データベース数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度末) 19件 ■前回値(2021年10月) 18件 ■初期値(2017年度末) 未構築 	<p>(国土交通データプラットフォーム)</p> <p>a. 国・自治体・民間が保有する国土・経済活動・自然現象に関するデータと連携した国土交通データプラットフォームを構築。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>b. 具体的な活用事例については、国土交通データプラットフォームで共有するとともに、利用者のニーズを踏まえつつ、関係省庁等と連携し、データ連携の更なる拡大、要素技術の開発・実装を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>2022年度末の国土交通データプラットフォームの概成に向けて、直轄工事の工事基本情報との連携を開始するとともに、国土数値情報の連携対象データを追加するなど、連携データの拡充に取り組んでいる。</p> <p>また、国土交通データプラットフォームの利活用を促進するため、使用性の改善や利活用策としてのユースケース発掘等に取り組んでいる。</p>	→		
		<p>(研究開発の推進)</p> <p>a. 官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2021年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分) 《所管省庁：内閣府》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>官民研究開発投資拡大プログラム(P R I S M)を推進し、民間研究開発投資誘発効果が高い領域等へ各省施策を誘導する。(2022年度は国土交通データプラットフォームに対して予算を配分)</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○維持管理の効率化に資する新技術数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値 —</p> <p>■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>○維持管理データベースと連携する累積データベース数：毎年度増加〔実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる〕 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値 <国交省> 道路：0(2022年3月時点) 河川：0(2022年3月時点) ダム：0(2022年3月時点) 砂防：0(2022年3月時点) 海岸：0(2022年3月時点) 鉄道：0(2022年9月末時点) 港湾：166者(2022年3月時点) 空港：49空港(2022年3月末) 航路標識：0(2022年10月時点) <農水省> 0件 <文科省> 全自治体(都道府県・市区町村) (2022年11月時点) <環境省> 0件</p> <p>■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>(各インフラ分野の維持管理データベース) a. インフラ維持管理データの有効活用のため、各省庁で所管するインフラ施設を対象に、データベースの構築に向けた検討等を行う。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>《国交省》 ⇒進捗状況(達成) 所管8分野においてデータベースを構築済みであり、1分野において現在構築中である。</p> <p>《農水省》 ⇒進捗状況(達成) 農林水産省では、「農業水利ストック情報データベース」を整備し、インフラ施設の諸元情報及び維持管理情報等を蓄積している。</p> <p>《文科省》 ⇒進捗状況(達成) 公立学校施設は地方公共団体によって管理されているが、文部科学省では、「公立学校施設台帳」を整備し、公立学校施設の建物面積・改修履歴等をデータベース化している。</p> <p>《環境省》 ⇒進捗状況(達成) 一般廃棄物処理施設は地方公共団体によってのみ管理されている。環境省は施設管理者に対し施設整備状況の調査を行い公表している。</p>	→		

社会資本整備等 1. 公共投資における効率化・重点化と担い手確保

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. アウトカム指標の充実に向けて、維持管理データベースの構築がインフラ維持管理の効率化に寄与した事例を把握する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況 インフラ維持管理の効率化に寄与する新技術の開発等を促進するため、必要に応じて施設情報のオープン化を進める。</p>	→		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

政策目標

民間の資金・ノウハウを最大限活用するとともに、公的負担の最小化を図るため、「PPP/PFI推進アクションプラン」に基づき、多様なPPP/PFIの活用を重点的に推進するとともに、地方公共団体等がPPP/PFIに取り組みやすい方策等を講じる。

・なお、2013年度～2022年度の10年間で21兆円としたPPP/PFIの事業規模(契約期間中の総収入)目標を前倒して達成したことを受け、2022～2031年度の新たな目標を設定するとともに推進方策を拡充し、PPP/PFIが活用される地域と分野を大幅に拡大する。

⇒調査中(2023年3月把握可能)

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ コンセッション事業 ⇒進捗状況</p> <p>収益型事業 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値 調査中(2023年3月把握可能)</p> <p>■前回値(2013～2019年度までの7年間) 165件</p> <p>■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件</p> <p>公的不動産利活用事業 ⇒進捗状況</p> <p>■最新値 調査中(2023年3月把握可能)</p>	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度末) 151団体</p> <p>■前回値(2020年度末) 128団体</p> <p>■初期値(2017年度末) 19団体</p> <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/PFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度末) 90団体</p> <p>■前回値(記載なし)</p> <p>■初期値(記載なし)</p>	<p>9. PPP/PFI推進アクションプランの推進</p> <p>(PPP/PFI推進アクションプラン等)</p> <p>a. 施策の進捗状況等のフォローアップを行い、現状の把握と課題の検討をし、必要に応じてアクションプランを見直すことにより、PPP/PFIを一層推進する。2022年度以降の新たな事業規模目標、公共施設等運営事業等の重点分野目標を設定するとともに、特に、PPP/PFI事業を実施する地方公共団体数の増加、活用分野の拡大、新たな収益を生み出す事業の推進に向けた方策等の措置を講じる。</p> <p>《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>新しい資本主義における新たな官民連携の柱として、PPP/PFIを推進するため、2022年6月にアクションプランを改定した2022年度から10年間の事業規模目標を30兆円と新たに設定し、公共施設等運営事業等の重点分野目標を設定するとともに、当初5年間を「重点実行期間」として、取組を抜本的に強化している。特にスタジアム・アリーナや文化・社会教育施設等の新たな分野・領域における活用拡大や、小規模自治体を含めた幅広い取組の加速、PFI推進機構の機能強化や期限延長等に取り組むこととしている。</p>	→		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■前回値(2013～2019 年度までの 7 年間) 168 件</p> <p>■初期値(2013～2017 年度までの 5 年間) 114 件</p>	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口 20 万人未満の地方公共団体数：2021 年度～2023 年度に 550 団体 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021 年度末) 369 団体</p> <p>■前回値(記載なし)</p> <p>■初期値(記載なし)</p>	<p>b. 各取組の方針(実施時期やKPI設定の検討等を含む)については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論等を踏まえて具体化し、PPP/PFI推進アクションプラン(2022年改定版)において明示する。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>各取組の方針(実施時期やKPI設定の検討等を含む)については、民間資金等活用事業推進委員会等の議論を踏まえ、2022年6月改定のPPP/PFI推進アクションプランにおいて具体的取組を明示済み。</p>	→		
		<p>c. アウトカム指標の充実に向けて、公共サービスの質の向上や地域経済の活性化等、PPP/PFIの導入による効果の具体的な事例を把握する。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>PPP/PFIの導入による多様な効果に関する事例整理調査を開始しており、抽出/整理した事例をパンフレット形式の事例集としてまとめて、今後公表していくことを目指す。</p>	→		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(水道)</p> <p>a. 改正水道法による新たな許可制度を適切に運用し、具体的な検討を進めている地方公共団体に対する支援を継続することで公共施設等運営事業の着実な導入促進を図るとともに、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開する。また、地方公共団体において今後の経営のあり方の検討が進むよう支援する。</p> <p>《所管省庁：厚生労働省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>先導的に取り組む地方公共団体に対する支援を行うとともに、官民連携推進協議会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウの横展開を進めている。また、地方公共団体における今後の経営のあり方の検討のための支援を交付金や委託事業等により行っている。</p>	→		
		<p>(下水道)</p> <p>a. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続し、公共施設等運営事業の案件形成に取り組む。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>コンセッション等の導入に向けて取り組みを進めている地方公共団体に対する支援を行うとともに、PPP/PFI検討会を開催し、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開している。併せて、PPP/PFI導入の成果について周知しているところ。</p>	→		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(空港)</p> <p>a. PPP/PFI推進アクションプランに掲げられた措置等により、空港の公共施設等運営事業の導入を促進する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>新潟空港・大分空港・小松空港については、資産調査を実施し、地元自治体へ報告を行った。 他の空港についても、勉強会の開催等によりコンセッション導入の促進を図っている。</p>	→		
		<p>(交付金・補助金事業)</p> <p>a. 一定の交付金事業の実施又は補助金採択の際のPPP/PFIの導入検討を進めるとともに、要件化した事業分野(公営住宅、下水道、都市公園、一般廃棄物処理施設、浄化槽、集落排水、卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、市街地整備等分野のまちづくりに必要な施設等、警察施設)について、着実に運用する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>PPP/PFIの一部要件化の実施・適用について、2021年度から卸売市場、水道施設等、公立義務教育諸学校等、警察施設を追加した。また、PPP/PFI推進アクションプラン(2022年度改定版)に基づき、一部要件化する事業分野の拡大に向けて検討を行っている。</p>	→		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/PFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p> <p>【再掲】 コンセッション事業 ⇒進捗状況</p> <p>収益型事業 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 調査中(2023年3月把握可能) ■前回値(2013～2019年度までの7年間) 165件 ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件 <p>公的不動産利活用事業 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 調査中(2023年3月把握可能) ■前回値(2013～2019年度までの7年間) 168件 ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 114件 	<p>○優先的検討規程に基づき新たなPPP/PFI事業の検討を実施した団体数：2024年度末までに334団体</p> <p>【再掲】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度末) 151団体 ■前回値(2020年度末) 128団体 ■初期値(2017年度末) 19団体 	<p>10. 優先的検討規程の策定・運用</p> <p>a. 優先的検討規程の策定・運用状況の「見える化」、フォローアップ等を通じた人口規模に応じた課題・ノウハウの抽出と横展開により、①策定済の団体における的確な運用、②2023年度までに人口10万人以上の全ての地方公共団体における優先的検討規程の策定を目指した支援、③10万人未満の地方公共団体における、実態に合わせた優先的検討規程の策定・運用の支援等、優先的検討導入への方策等の措置を講じる。</p> <p>《所管省庁：内閣府、総務省、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>優先的検討規程の策定状況は、毎年度調査を行い結果を公表するとともに、適切な記載や的確な運用が行われているか等について総点検し、優先的検討規程の実効性の向上に向けた見直しを促進する。</p> <p>①地方公共団体の優先的検討規程の的確な運用のため、優先的検討規程の策定の手引きを改訂済み。②人口20万人以上で未策定の地方公共団体において、速やかに策定されるよう2021年6月に地方公共団体に要請。③人口20万人未満の地方公共団体への導入が図られるよう、小規模自治体に向けた優先的検討規程の運用定着のポイントと参考事例を展開。また、優先的検討規程の策定・運用を支援する内閣府支援事業や、PPP/PFI行政実務専門家の派遣といった支援を実施。さらに、人口10万人以上20万人未満の地方公共団体については、2023年度までに優先的検討規程が策定されるように2021年6月に要請。</p>	→			

社会資本整備等 2. PPP/RFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
<p>○公共施設等運営事業、収益型事業及び公的不動産利活用事業の導入件数：「PPP/RFI推進アクションプラン」に定める目標と同じ</p> <p>【再掲】 コンセッション事業 ⇒進捗状況</p> <p>収益型事業 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 調査中(2023年3月把握可能) ■前回値(2013～2019年度までの7年間) 165件 ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 97件 <p>公的不動産利活用事業 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値 調査中(2023年3月把握可能) ■前回値(2013～2019年度までの7年間) 168件 ■初期値(2013～2017年度までの5年間) 114件 	<p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)を活用してPPP/RFI事業の導入可能性調査等を実施した人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に200団体</p> <p>【再掲】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度末) 90団体 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし) <p>○地域プラットフォーム(ブロックプラットフォームを含む)に参画する人口20万人未満の地方公共団体数：2021年度～2023年度に550団体</p> <p>【再掲】 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度末) 369団体 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし) 	<p>11. PPP/RFI推進のための地方公共団体への支援</p> <p>(地域プラットフォーム)</p> <p>a. 地域プラットフォーム(ブロックプラットフォーム及び協定プラットフォーム)の拡大及び継続的な活動を支援し、地域活性化に資するPPP/RFIの推進を図る。あわせて、地域プラットフォームの運用マニュアルの充実を図るとともに、行政実務の経験を豊富に有する専門家等の派遣や地方公共団体職員・地域事業者向けの研修・セミナーの実施等による人材育成、市町村長との意見交換、官民対話の機会の創出等により、PPP/RFIの具体的案件形成を促進する。</p> <p>《所管省庁：内閣府、国土交通省、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年度には新たに1地域で、地方公共団体や地元企業、地域金融機関が参画するプラットフォームの形成を支援している。2019年度創設した地域プラットフォーム協定制度については、5地域を追加し、計32地域となった。</p> <p>地方公共団体職員に対する研修・セミナーを年間を通して実施中。あわせて、研修・セミナーにおいて地方公共団体の案件形成に向けた個別相談会も実施した。市町村長のイニシアティブの更なる発揮を図るため、市町村長との意見交換を2022年10月に実施した。</p> <p>地方公共団体と民間事業者等との対話(サウンディング)についても、2022年度11月に実施した。</p> <p>地方公共団体職員や民間事業者等向けのコンセッション事業推進セミナーについて、2022年12月に実施する予定である。</p>	→			

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI第2階層	KPI第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(ワンストップ窓口)</p> <p>a. 改正PFI法で創設されたワンストップ窓口制度やPFI推進機構による助言機能の活用により支援を行うとともに、これまでの相談内容の分析と現状課題の把握を踏まえ、地方公共団体等へよりの確な支援を行い、PPP/PFIの更なる推進を図る。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>主に地方公共団体からのPPP/PFIに関する質問・相談に対して、適時適切に回答・情報提供を行っている。また、適宜当室所管の支援事業に繋げるなど、実効的な案件組成支援を行っている。 2020年11月からは、Webによるワンストップ相談(24時間365日受付)を開始しており、利便性を高めている。</p>	→		
		<p>(人口20万人未満の地方公共団体への対応)</p> <p>a. 「PPP/PFI導入可能性調査簡易化マニュアル」の周知、初期財政負担支援等により地方公共団体の負担軽減を図るとともに、優先的検討規程の運用支援等を行う。 2022年度以降の新たな目標と推進方策において、人口20万人未満の地方公共団体の特性に応じたPPP/PFIの導入が加速する方策等を拡充する。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>2022年1月に実施した実務担当者向けPPP/PFI事業支援ツール全国説明会において、マニュアルやガイドライン全般の周知を実施したり、優先的検討規程の運用支援も毎年継続的に実施。また、2021年度民間資金等活用事業調査費補助事業の選定に際し、事業主体が人口20万人未満の地方公共団体である場合には配慮を行っている。</p>	→		

社会資本整備等 2. PPP/PFIの推進

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(キャッシュフローを生み出しにくいインフラ)</p> <p>a. キャッシュフローを生み出しにくいインフラにおける指標連動方式について、モデル事業の実施等の財政的支援及びガイドラインの周知等の導入支援を行う。 《所管省庁：内閣府、関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況 指標連動方式について、先進的な国内の事例や海外の制度を調査・整理し、これらの結果に基づき、活用方法を記載した実用的なガイドラインを内閣府において2022年5月に公表。 また、当該方式の活用を検討する地方自治体に対し、支援事業を実施中。 文教施設分野については、包括民間委託等の実務的な手引きを2022年3月に公表。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

政策目標

新しい時代に対応したまちづくりを促進するためには、コンパクト・プラス・ネットワークの推進に向けた政策手段の強化とデジタル化の推進に向けた新技術を活用する取組を一体となって進める必要がある。このため、政令指定都市及び中核市等を中心に多核連携の核となるスマートシティを強力に推進し、企業の進出、若年層が就労・居住しやすい環境を整備するとともに、立地適正化計画及び地域公共交通計画の作成促進や策定された計画の実現を通じ、まちづくりと公共交通体系の見直しを一体的に進める。併せて、所有者不明土地対策等を推進する。

①社会のDX化による地域サービス等の進展や新技術活用による新たな価値創出に資する基盤を構築するとともに、都市マネジメント高度化等による社会課題解決を目指す取組への民間企業・市民の参画状況を向上させる。このため、デジタル基盤、運営体制、人材等のスマートシティ推進の基盤整備を図るとともに、質的な効果に着目した活動・サービス推進を通じ、住民満足度の向上、産業の活性化、グリーン化の実現など社会的価値・経済的価値、環境的価値等を高める多様で持続可能な都市が各地で形成され、国内外で紹介できる優良事例を創出する。②市町村の全人口に対して、居住とともに誘導区域内に居住している人口の占める割合が増加している市町村数を、2024年度末までに評価対象都市の2/3とすることを旨とする。

⇒進捗状況(未達)

■最新値(2021年度末)

評価対象 380 都市中 251 都市

■前年度値(2020年度末)

評価対象 308 都市中 220 都市

■初期値(2018年度末)

評価対象 63 都市中 44 都市

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○データガバナンス体制を整備したスマートシティ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 78 地域 ■前年度値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○都市OSを介したデータ連携都市数：毎年度増加[実績調査の結果、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 26 件 ■前年度値(記載なし)</p>	<p>○サービス分野毎のオープンデータ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年5月) 388 件 ■前年度値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○データ連携・ガバナンス等に関する研修の参加者数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値 — ■前年度値(記載なし)</p>	<p>12. スマートシティの推進</p> <p>a. 「12. スマートシティの推進」については、EBPM アドバイザリーボードと連携を図りつつ、KPI 指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、達成を目指す便益を把握するための指標の導入や質的指標の導入等をはじめとしたKPI 指標となるようロジックモデルの見直しを必要に応じて行う。なお、KPI 指標の算出の際、適切な評価を行うために調査方法に留意する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) EBPM アドバイザリーボード連携を図りつつ、KPI 指標の数値を調査、分析、妥当性の検討を行い、達成を目指す便益を把握するための指標の導入や質的指標の導入等をはじめとしたKPI 指標となるようロジックモデルの見直しを行い、スマートシティ施策のKPI 設定指針として、2022年4月にとりまとめた。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■ 初期値(記載なし)</p> <p>○ A P I カタログ上での A P I 公開件数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況</p> <p>■ 最新値(2022年5月) 14件</p> <p>■ 前回値(記載なし)</p> <p>■ 初期値(記載なし)</p>	<p>■ 初期値(記載なし)</p>	<p>(スマートシティの基盤整備)</p> <p>①データ連携</p> <p>a. スマートシティの分野間・地域間や広域での連携を促進するため、2022年度中にスマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための課題整理を行うとともに、その普及により官民データ連携を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(未達) 「戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)第2期」の事業において実施する、スマートシティリファレンスアーキテクチャの改訂のための調査・検討において、2022年度中に対応予定。</p> <p>b. スーパーシティにおいて構築されたデータ連携基盤の要件等を踏まえ、データやシステムの相互接続性なども考慮しつつ、スマートシティにおけるサービスの実装・運用をさらに推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) スーパーシティに指定された茨城県つくば市と大阪府・大阪市においてデータ連携基盤の整備がすでに進められており、これらも踏まえて、全国のスマートシティでサービスの実装・運用などに取り組んでいるところ。</p> <p>c. 自治体データプラットフォームと都市OS(データ連携基盤)の連携の先行事例をもとに、スマートシティの都市OS(データ連携基盤)の横展開を進める。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 先進地域での自治体データプラットフォームと都市OS(データ連携基盤)の連携の先行事例などを、スマートシティガイドブックに掲載し、スマートシティの都市OS(データ連携基盤)の横展開を図った。</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 信頼できるスマートシティの構築に向け、ガイドラインの普及等を通じ、データガバナンスの活動や体制整備の促進を図る。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 今年度のスマートシティ合同審査対象事業やデジタル田園都市国家構想推進交付金事業(TYPE 2、3)の申請において、総務省のスマートシティセキュリティガイドラインを参考とすることを応募自治体に求めた。</p> <p>《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>	→		
<p>○データガバナンス体制を整備したスマートシティ数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] 【再掲】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 78地域 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○都市OSを介したデータ連携都市数：毎年度増加[実績調査の結果、必要な改善策を講じる] 【再掲】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 26件 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>○都市OS(データ連携基盤)の導入地域数：2025年度までに100地域 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年3月末) 47地域 ■前回値(2021年9月) 18地域 ■初期値(記載なし)</p> <p>○APIカタログを公開した都市数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年5月) 14自治体 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>②都市OS a. スマートシティリファレンスアーキテクチャ、関連ガイドライン等に基づき、各府省のスマートシティ関係事業を実施する。 ⇒進捗状況(達成) 2022年6月に4府省5事業の合同審査を行い、スマートシティリファレンスアーキテクチャに基づき、各府省のスマートシティ関連事業の採択を実施(54事業、51地域)し同年7月に公表した。また、有識者委員会を7月に開催し、関係コンソーシアムからも発表、意見交換を行った。</p> <p>b. 各府省のスマートシティ関係事業において都市OS(データ連携基盤)を整備する際は、リファレンスアーキテクチャを参照し、相互運用性や拡張性を担保することを採択要件にする。 ⇒進捗状況(達成) 合同審査会において都市OSの構築とAPIの公開を評価のポイントとして公募を行い、関連事業における相互運用性や拡張性を確保した。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○A P I カタログ上でのA P I 公開件数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] 【再掲】 ⇒進捗状況 ■最新値(2022年5月) 14件 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>		<p>c. 2021年度中に定義するスマートシティ重点整備地域を中心にデータ連携基盤の整備等を推進する。</p> <p>⇒進捗状況 2022年度6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」においてスマートシティがその一翼を担うものとされたところ、同方針の理念を踏まえ、スマートシティ重点整備地域は選定せず、『全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会の実現』を重視することとした。また、データ連携基盤の構築については、合同審査関連事業において、対応しているところ。</p>	→		
		<p>《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>			
<p>○一定の知識を持つスマートシティ運営従事者数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年9月) 282団体 (協議会 95団体、地方公共団体 187団体) ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○行政、運営組織のスマートシティ担当者数(人的コミットの確保)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年9月) 282団体 (協議会 95団体、地方公共団体 187</p>	<p>○スマートシティ構築を先導する人材数：スマートシティ構築を先導する人材像を明確化した後、数値目標を設定 ⇒進捗状況 ■最新値 — ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○スマートシティの人材育成プログラムの受講者数：スマートシティの人材育成プログラムを構築した後、数値目標を設定 ⇒進捗状況 ■最新値 — ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>③人材の確保 a. 2022年度中にスマートシティの人材育成プログラムを構築するとともに、スマートシティ構築を先導する人材像を明確化する。</p> <p>⇒進捗状況(未達) 「戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)第2期」の事業において実施する、スマートシティリファレンスアーキテクチャの改定のための調査・検討において、2022年度中に対応予定。</p>	→		
		<p>b. リカレント教育やデータリテラシー向上等に取り組む大学等と連携して、スマートシティの創出・運用に必要な人材の育成・確保を図る。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 大学等に対して社会人向けプログラムの開発・実施の支援を行う「DX等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」を通じて、デジタル人材の育成に取り組んでいる。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24	
団体) ■ 前回値(記載なし) ■ 初期値(記載なし)		c. 教育機関における地域貢献・社会課題解決に関する活動においてスマートシティに関する取り組み方の普及促進を進める。 ⇒進捗状況(達成) 関係府省との連携強化を図りつつ、大学等を中核としたイノベーションの創出と地域のニーズに応え社会変革を行う人材の育成に資する共創の場の形成を推進。	→			
		d. スマートシティの人材育成プログラムを運用するとともに、人材に関する情報提供を行う。 ⇒進捗状況 スマートシティガイドブックを改定し、スマートシティの人材育成プログラムに関する情報を掲載予定。		→	→	
		e. スマートシティの人材育成プログラムによって誕生した人材を中心としたスマートシティプログラムの企画設計をフォローしながら、新たな専門人材、実務人材の育成を図る。 ⇒進捗状況(未達) スマートシティ人材像の明確化を 2022 年度中に行い、その人材像の育成に資するスマートシティの人材育成プログラムに関する情報をスマートシティガイドブック掲載することで、スマートシティ人材の育成を推進する予定。	→			
		《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》				
		④推進体制 a. 関係府省等が連携して、これまでの知見を活用しつつ、ハンズオン支援の実施により、モデル事業等を推進する。 ⇒進捗状況(達成) 内閣府の未来技術社会実装事業において、今年度は四條畷市にて実証実験の体験も含めた交流会を実施した。	→			
○スマートシティサービスの運営組織数： 毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年9月) 282 団体 (協議会 95 団体、地方公共団体 187	○スマートシティに取組む自治体および民間企業・地域団体の数(官民連携プラットフォームの会員・オブザーバ数)：2025 年度までに 1000 団体 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年9月) 922 団体					

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>団体)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 前回数(記載なし) ■ 初期値(記載なし) <p>○スマートシティに参画している地域連携組織数(CivicTech 組織、リビングラボ等)：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 最新値 — ■ 前回数(記載なし) ■ 初期値(記載なし) <p>○市民・関係人口のスマートシティの活動への(認知・浸透)参画の促進数：毎年度増加[実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 最新値 — ■ 前回数(記載なし) ■ 初期値(記載なし) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 前回数(記載なし) ■ 初期値(記載なし) <p>○優良モデル、課題解決策に関する質の高い情報発信数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 最新値(2022年3月末) 231件 ■ 前回数(記載なし) ■ 初期値(記載なし) 	<p>b. 官民連携プラットフォームにおける普及推進活動等を通じて、データ活用・脱炭素化等の成功モデルの横展開の促進、地域拠点形成推進施策との連携、自治体と民間企業のマッチング支援を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>官民連携プラットフォームにおいて、府省連携の事業支援(会員向けセミナー、マッチング支援)を実施しているところ。2021年度は、特徴的な地域課題を抱える自治体の取組を紹介する動画と、先進的な取組を行う自治体へのインタビュー記事を作成し、官民連携プラットフォームにおいて公開した。</p> <p>(参考)</p> <p>スマートモビリティチャレンジ協議会活動で地方経済産業局とともに連携しながら、先進的な知見や課題等を全国に展開するべく、地方シンポジウムの開催による情報発信や自治体等のマッチングを実施した。</p> <p>c. 官民連携プラットフォームを通じて、住民が参画するスマートシティの取組を促すため、他分野での参加促進・理解醸成の取組(リビングラボ等)も参考に普及展開活動を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>官民連携プラットフォームでのセミナー等において、他分野での参加促進・理解醸成の取組を行う自治体の講演等により普及展開活動を実施しているところ。2021年度は、特徴的な地域課題を抱える自治体の取組を紹介する動画と、先進的な取組を行う自治体へのインタビュー記事を作成し、官民連携プラットフォームにおいて公開した。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 2022 年度末までにスマートシティ・ガイドブックの改訂を行い、評価、人材、資金持続性等のスマートシティ運営上の課題解決の取組事例等の普及展開を行う。</p> <p>⇒進捗状況(未達) 「戦略的イノベーション創造プログラム(S I P)第2期」の事業において実施する、スマートシティリファレンスアーキテクチャの改定のための調査・検討の成果を踏まえ、2022 年度中に対応予定。</p>	→		
		<p>e. 「グローバル・スマートシティ・アライアンス」や「日 A S E A N スマートシティ・ネットワーク・ハイレベル会合」等を通じて、得られた成果を海外にも展開し、海外の都市との間でも相互に知見を共有する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 第4回日 ASEAN スマートシティ・ネットワーク(ASCN)ハイレベル会合について2022年12月に福島県での対面開催(オンライン併用)を行った。議題の一つである「ASEAN スマートシティ・プランニング・ガイドブック」を2022年6月に公表・提供し、知見の共有を行った。</p>	→		
		<p>f. スマートシティの普及に向けて、デジタル社会の構築等の政府内の関連施策との効果的な連携を進める。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」においてスマートシティがその一翼を担うものとされたところ。効果的な連携に向けて調整中。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>g. 2021 年度中にスマートシティスクフォースの各府省の役割の明確化を行うとともに、推進体制の更なる強化を図りつつ施策を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) スマートシティスクフォースにおいて、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局との連携を体制図に位置付け、推進体制の強化を図っているところ。</p> <p>《所管省庁：スマートシティスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>	→		
<p>— (次年度以降に客観的指標を設定)</p>	<p>○スマートシティにおけるサービスに関する評価指標の設定件数：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値 — ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○スマートシティ数：2025 年度までに100 地域 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022 年 3 月末) 78 地域 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>(スマートシティサービスの普及)</p> <p>a. スマートシティを軸にした多核連携を加速するため、合同審査会での事業選定を通じ、2021 年度中に定義するスマートシティ重点整備地域を中心にスマートシティサービスの導入等を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021 年度中に、合同審査会での事業の選定を通じ、2022 年度は 54 事業(51 地域)を選定した。</p> <p>b. 官民連携プラットフォームを通じて、スマートシティサービス提供に係る先進事例を横展開し、地域の課題に応じた成功モデルの導入を促進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 官民連携プラットフォームのセミナー等において、先進事例の紹介を行い、対応しているところ。2021 年度は、特徴的な地域課題を抱える自治体の取組を紹介する動画と、先進的な取組を行う自治体へのインタビュー記事を作成し、官民連携プラットフォームにおいて公開。</p>	→		→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 地域におけるスマートシティのK P I 設定を促すため、自治体向けK P I 設定指針を作成し、周知する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年4月にスマートシティ施策のK P I 策定指針を策定し、公表した。また官民連携プラットフォームのセミナーにおいて、その概要も紹介した</p>	→		
		<p>d. スマートシティサービスの各分野(※)のサービスによる効果・満足度等に関する更に適切な評価指標の設定について、2022年中に関係各府省との連携により検討し、K P I 第2階層を見直す。この際、適切な調査・評価手法について留意する。</p> <p>⇒進捗状況(未達) スマートシティサービスの各分野のサービスによる効果・満足度等に関する適切な評価指標について検討中であり、引き続き取組む予定。</p>	→		
		<p>e. 住民満足度や多様な幸せ(well-being)の向上をはじめとする社会的価値・経済的価値、環境的価値等に関する評価指標の設定にかかる先進事例をスマートシティ・ガイドブック等を通じて提供・横展開を行う。</p> <p>⇒進捗状況(未達) 評価指標の設定に係る先進事例がまだ集まっていない状況であり、当該事例の収集を引き続き進め、スマートシティガイドブック等を通じて提供・横展開を行う予定。</p>	→		
		<p>f. スマートシティに関連する各分野におけるくらしのデジタル化、スマートシティサービスの提供の促進について、関連する政府計画等に沿って対応する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年6月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想基本方針」においてスマートシティがその一翼を担うものとされたところ。効果的な連携に向けて調整中。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>※評価分野例：モビリティ、環境／エネルギー、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、産業／経済、社会、教育、行政等（スマートシティサービスの分野ごとの評価指標の設定について、今後整理）</p> <p>《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>			
<p>(社会領域)※2</p> <ul style="list-style-type: none"> - 未来技術の実装により、地域に住む誰もが利便性の高い生活を送り続けることができる地域社会の実現 - 官民のモビリティ関連データの連携の基盤の構築 - 教育の質向上のための環境整備 <p>(経済領域)※2</p> <ul style="list-style-type: none"> - 働く者にとって効果的なテレワークを推進 <p>(環境領域)※2</p> <ul style="list-style-type: none"> - 地域の脱炭素化の推進 <p>※2：社会・経済・環境領域におけるスマートシティサービスの分野ごとの施策の進捗・効果等について、必要に応じ、関連する政府計画の指標・目標等と連携させる。</p>	<p>○スマートシティで構築された社会領域サービス数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 社会領域(モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政等) <p>○スマートシティで構築された経済領域サービス数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 経済領域(産業／経済 等) <p>○スマートシティで構築された環境領域サービス数</p> <ul style="list-style-type: none"> - 環境領域(環境／エネルギー 等) <p>：2025年度までに3領域の合計で100 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年3月末) 97件 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし) 	<p>①社会領域</p> <p>a. 社会領域(モビリティ、防災／防犯、インフラ／施設、健康／医療、教育、行政 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未来技術を活用し、地域課題の解決を図る取組について、社会実装に向けた現地支援体制(地域実装協議会)を構築し、関係府省庁による総合的な支援を行う。 ・官民のモビリティ関連データを連携させ、モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームを構築する。 ・教育分野において、様々な主体が連携したICT活用の推進等の取組を促進する。 <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>未来技術を活用し、地域課題の解決を図る取組については、2022年9月現在、合計53事業を支援しているところ(うち8事業は支援終了)。モビリティサービスの社会実装を進めるためのプラットフォームを構築については検討中。教育分野におけるICT活用の推進等の取組の促進については実施中。GIGAスクール構想を推進するとともに、教育データ活用に向けた教育データの標準化など、教育DXを推進するための取組を実施。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>②経済領域</p> <p>a. 経済領域(産業／経済 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・テレワークの普及に関して、必要なネットワーク環境の整備、ガイドラインの周知等に取り組む。 <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>光ファイバを条件不利地域へ整備する際の補助、テレワークセキュリティガイドラインの策定等を実施している。テレワークの更なる普及・定着に向けて、テレワーク・ワンストップ・サポート事業による導入支援や、テレワーク月間による普及啓発を実施している。</p>	→		
		<p>③環境領域</p> <p>a. 環境領域(環境／エネルギー 等)におけるスマートシティサービスの提供を促進し、関連する政府計画等に基づき、取組を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素先行地域づくりを推進することにより、関係省庁の進める地域づくりと連携しデジタル社会の構築等、複数の課題の同時解決を図る。 <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>脱炭素先行地域について、デジタル技術を活用したエネルギーマネジメントや CO2 排出量の見える化などに取り組む地域を含め、令和4年4月に第1回として26件、11月に第2回として20件を選定。</p>	→		
		<p>《所管省庁：スマートシティタスクフォース(内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、警察庁、金融庁)、デジタル庁》</p>			

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○立地適正化計画に位置付けられた誘導施設について、市町村全域に存する当該施設数に対して、都市機能誘導区域内に立地する当該施設数の占める割合が維持又は増加している市町村数：2024年度末までに以下①～③の全ての区分について評価対象都市の2/3</p> <p>① 政令市・中核市 ② ①以外の人口10万人以上の都市 ③ 人口10万人未満の都市 ⇒進捗状況(未達)</p> <p>①政令市・中核市 ■最新値(2022年4月) 41/67 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>②①以外の人口10万人以上の都市 ■最新値(2022年4月) 50/82 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>③人口10万人未満の都市 ■最新値(2022年4月) 169/234 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p>	<p>○立地適正化計画を作成した市町村数：2024年度末までに600市町村 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年7月末) 460市町村 ■前回値(2021年7月) 398市町村 ■初期値(2018年8月) 177市町村</p> <p>○立地適正化計画を地域公共交通計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2022年7月末) 366市町村 ■前回値(2021年3月) 281市町村 ■初期値(2019年7月) 172市町村</p>	<p style="text-align: center;">13. 立地適正化計画の作成・実施の促進</p> <p>(計画に対する予算措置等による支援) a. 予算措置等により市町村の計画作成を支援する。 ⇒進捗状況(達成) 予算措置等により市町村の計画作成の支援を行った。</p> <p>b. まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、現地訪問や計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質を向上させるとともに、まちづくり分野と公共交通分野との連携強化に取り組み、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかける。 ⇒進捗状況(達成) まちのマネジメントの広域化・自治体間連携などの観点も含め、Web会議や現地での自治体職員を対象とした説明会等を活用し計画相互の比較検証を通じたコンサルティングを継続的に実施することで計画の質の向上に働きかけた。また、まちづくり分野と公共交通分野との連携については、2021年7月に都市計画運用指針の改正等を行い、立地適正化計画及び地域公共交通計画を一体的に策定するよう相互に働きかけている。</p> <p>c. 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きの周知を図る。 ⇒進捗状況(達成) 立地適正化計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、地域公共交通計画を作成していない市町村にあっては、その検討を交付要件としている。また、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を連携して作成することの重要性を明記し、自治体担当者が集まる会議等において、その周知を図っている。</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組を支援する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 計画に基づく誘導施設や公共交通ネットワークの整備等について、予算措置等により市町村の取組の支援を行っている。</p>	→		
		<p>e. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、国の支援措置等をわかりやすく情報提供している。</p>	→		
		<p>(支援策等の充実)</p> <p>a. 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 市町村の課題・ニーズに即した支援施策の充実を図るとともに、コンパクトシティに関連する支援措置等を一覧できる支援施策集を更新し、市町村に情報提供を行った。</p>	→		
		<p>b. まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) まちづくりに関連する支援施策について、コンパクト・プラス・ネットワークの形成に資するものへの重点化を推進した。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2015年から2030年までに人口が2割以上減少する見込みの自治体のうち都市計画区域を有するものについては、計画作成に向けた進捗状況を定期的に把握するとともに、積極的に相談に応じるなど、自治体の事情を踏まえたきめ細やかな対応を実施している。</p>	→		
		<p>(モデル都市の形成・横展開)</p> <p>a. 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 都市の規模やまちづくりの重点テーマに応じたモデル都市の形成を図り、横展開を推進している。</p>	→		
		<p>b. 過去の取組事例について、効果、課題などを分析し、市町村と共有、必要に応じて支援施策を見直す。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 立地適正化計画の取組事例について、効果、課題などを分析し、自治体担当者が集まる会議や都市計画基本問題小委員会等で提示し、市町村と共有、必要に応じて支援施策の見直しを行っている。</p>	→		
		<p>c. 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取組状況等をわかりやすく情報提供する。</p> <p>⇒進捗状況(達成) 国土交通省ウェブサイトの充実を図り、市町村の取り組み状況をわかりやすく情報提供している。2022年7月に「立地適正化計画の目標・KPI 事例集」をウェブサイト上で公開。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(都市計画に関するデータの利用環境の充実)</p> <p>a. 都市計画情報のオープンデータ化に向けたガイドラインや3D都市モデルの整備・更新に係るマニュアル等の継続的な周知や全国での研修会の実施など、地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行うことにより、都市計画情報の利活用を促進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>都市計画基本図、都市計画基礎調査、都市計画決定情報といった都市計画情報の高度化に向けた有識者検討会を立ち上げ、更なる高度化、利活用促進に向けた具体的な方策を議論。データ整備に係る標準仕様の整備や関連するガイダンス、調査要領の改訂等に取り組んでいる。</p> <p>また検討会は、広く自治体担当者に公開して開催。ガイダンス等の改訂に合わせて説明会の開催も計画している。</p> <p>また、全国の都市計画GISデータを収集・公開する業務を実施し、官民での利活用環境の充実を図っている。</p>	→		
		<p>(効果的な評価指標設定の啓発)</p> <p>a. コンパクトシティ化による多様な効用を明らかにするため、都市構造の評価に関するハンドブック等の継続的な周知など地方公共団体等の実務担当者に対して必要な支援を行い、指標の活用を推進する。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>各地方公共団体等の実務担当者に対する立地適正化計画策定支援等の中で、都市構造の評価に関するハンドブック等の周知や活用推進を行った。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(スマート・プランニングの推進)</p> <p>a. 複数都市における検証を通じて、交通行動のシミュレーションの改善を図るなど「スマート・プランニング実践の手引き」の更なる充実を図ることに加え、セミナーや勉強会を通じて、分析手法の普及を行う。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>センサーや AI カメラ、スマホアプリ等で取得可能な様々なデータをういたまちづくりの高度化の事例を紹介する「データを活用したまちづくり～取組のヒントと事例～」について、事例の追加・更新を行い、研修等を通じて周知・普及活動を行った。</p>	→		
		<p>(立地適正化計画制度・運用の更なる改善)</p> <p>a. 災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じる。</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>災害ハザードエリアの居住誘導区域からの除外の徹底、立地適正化計画に居住誘導区域内の防災対策を記載する「防災指針」、災害ハザードエリアからの移転の促進など、改正都市再生特別措置法等の周知を図りつつ、立地適正化計画の運用の更なる改善等のために必要な措置を講じた。</p>	→		
		<p>《所管省庁：国土交通省、コンパクトシティ形成支援チーム(国土交通省、内閣官房、復興庁、総務省、財務省、金融庁、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省)》</p>			

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○地方部(三大都市圏を除く地域)における乗合バス及び地域鉄道の輸送人員：減少率を毎年低下 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2019年から2020年) -26.8% ■前回値(2018年から2019年) -2.3% ■初期値(2015年から2016年) -1.0% 	<p>○地域公共交通計画の策定件数：2024年度末までに1,200件 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年8月末) 760件 ■前回値(2021年9月末) 666件 ■初期値(2018年10月末) 433件 <p>○地域公共交通計画を立地適正化計画と連携して策定した市町村数：2024年度末までに400市町村 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年3月末) 316市町村 ■前回値(2021年7月末) 281市町村 ■初期値(2019年7月末) 172市町村 	<p>14. 地域公共交通計画の作成・実施の促進</p> <p>a. 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかける。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 公共交通分野とまちづくり分野との連携強化に取り組み、地域公共交通計画及び立地適正化計画を一体的に策定するように相互に働きかけを行った。 その結果、316市町村(2022年3月末時点)で両計画が策定されている。</p> <p>b. 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を引き続き交付要件とするとともに、両計画それぞれの策定に係る手引きに、両計画を併せて作成することの重要性を明記し、その周知を図る。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 地域公共交通計画の策定支援に関する補助金交付に当たって、立地適正化計画を作成していない市町村にあっては、その検討を討を引き続き交付要件とした。 また、地域公共交通計画に係る手引きを作成・公表しており、両計画を併せて作成することの重要性を明記することで、周知を図っている。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 2020年11月に施行された改正地域公共交通活性化再生法等を活用しつつ、先進的な事例の積極的な横展開等を通じて、公共交通ネットワーク構築を着実に実施するとともに、交通政策基本計画を踏まえた施策を着実に推進していく。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>地域公共交通計画について市町村等による策定を法的に努力義務化することで、地域交通に関するマスタープランの位置づけを明確化した。</p> <p>2021年5月に閣議決定された「第2次交通政策基本計画」を踏まえた施策を着実に推進している。</p>	→		
<p>○都市計画道路の見直しを行った市町村数の割合：2023年度末までに90%</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年3月末) 84.9%</p> <p>■前回値(2020年3月) 83.3%</p> <p>■初期値(2019年3月末) 80.9%</p>	<p>○都市計画道路の見直しの検討に着手した市町村数の割合：2023年度末までに100%</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年3月末) 88.3%</p> <p>■前回値(2020年3月) 86.9%</p> <p>■初期値(2019年3月末) 85.2%</p>	<p>15. 都市計画道路の見直し</p> <p>a. 「都市計画道路の見直しの手引き」を全国の担当者が集まる会議で周知するなど、横展開を図る。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>全国の都市計画担当課長等の自治体担当者が集まる会議等において、見直しの考え方や事例の提供を行うなど、「手引き」の周知等の横展開を行っている。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
16. 既存ストックの有効活用					
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2024年10月把握可能) ■前回値(2018年) 349万戸 ■初期値(2013年) 318万戸 <p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2024年10月把握可能) ○% ■前回値(2018年) 12兆円 ■初期値(2013年) 11兆円 	<p>○空き家・空き店舗等の再生による新たな投資：2020年度～2022年度の平均値で3.7億円</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2019年～2021年度の平均) 3.1億円 ■前回値(2018年～2020年度の平均) 2.0億円 ■初期値(2018年度) 2.3億円 <p>○市区町村の取組により除却等がなされた管理不全空き家数：20万物件(2021～2030年度)</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2021年度) 26,297件 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし) <p>○低未利用土地権利設定等促進計画の作成件数：2023年度末までに約35</p>	<p>(先進的取組や活用・除却への支援)</p> <p>a. 「全国版空き家・空き地バンク」による情報提供の充実化等を実施し、全国版バンクを通じた空き家等のマッチングを促進する</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>全国版空き家・空き地バンクにおいて、登録自治体数等の増加に取り組んだ。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加自治体数：913自治体 ・掲載物件数：約11,100件 ・累計成約件数：約12,200件 <p>b. 空き家等の取引局面における物件調査費用の実態調査や先進事例収集を行い、取引における事業者の対応のあり方を検討する。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>空き家等の取引局面における物件調査費用等の実態調査を実施し、取引における事業者の対応のあり方を検討した。</p>	→		
			→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>件 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年7月末) 0件 ■前回値(2021年7月) 0件 ■初期値(2019年7月) 0件 <p>○立地誘導促進施設協定の締結数： 2023年度末までに約25件 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年7月末) 2件 ■前回値(2021年7月末) 1件 ■初期値(2019年7月末) 0件 	<p>c. 土地の利用ニーズのマッチング等を促進するランドバンクについて、モデル調査による普及・定着の支援を通じ、低未利用土地等の利活用・管理を促進する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2022年5月の所有者不明土地法の改正により、市町村が地域において所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む法人を「所有者不明土地利用円滑化等推進法人」として指定できる制度を創設。 2022年度のモデル調査では、所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定制度の普及促進を目指し、所有者不明土地や低未利用土地の利活用・管理に取り組む11団体を支援。引き続き新制度の普及促進を進めていく予定。</p> <p>d. 「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等により、不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>不動産に係るクラウドファンディングや小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、事業者等に対し、不動産特定共同事業の制度概要とともに「不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドライン」や不動産の流通に係る税制の特例措置等をセミナーを通じて周知したほか、不動産特定共同事業の意義・活用のメリットや好事例、成功のポイントをまとめた「不動産特定共同事業(F T K)の利活用促進ハンドブック(2021年7月改訂)」の周知を実施。</p>	→		
			→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>e. 空き家等の利活用事業に係る好事例の蓄積・横展開を図り、地域の不動産業者等が小口資金を募ることにより空き家等の利活用事業に取り組むことができるよう、関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習の実施等を行う。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 関係者と連携し、事業の管理者となるための不動産証券化に関する法務・税務等の知識を付与する講習を、2019年度から毎年1回開催。</p>	→		
		<p>f. 空家等対策計画の策定を促進し、地方公共団体が行う周辺に悪影響を及ぼす空き家等の除却、空き家を活用し地域活性化に資する施設へ改修する取組に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 空き家対策総合支援事業等の実施により、地方公共団体が行う空き家の除却や、地域活性化に資する空き家の活用等に対する支援を行った。</p>	→		
		<p>g. 空き家・空き室を活用したセーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し、賃貸住宅供給促進計画の策定による登録基準の合理化や支援制度の充実の働きかけを行うなど登録促進に取り組む。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) セーフティネット登録住宅について、地方公共団体に対し計画の策定や支援制度の創設の働きかけを行うとともに、セーフティネット登録住宅に対する改修費や家賃低廉化等の支援の充実を図った。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>h. 市町村や民間事業者等が行う空き家対策のための人材育成や相談体制の構築、空き家対策に関する新たなビジネスの構築等のモデル的な取組に対して支援を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 住宅市場を活用した空き家対策モデル事業の実施により、市町村や民間事業者等が行う空き家対策のモデル的な取組に対して支援を行った。</p>	→		
		<p>i. 改正都市再生特別措置法(2018年7月施行)等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図る。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 改正都市再生特別措置法(2018年7月施行)等で創設した都市のスポンジ化対策等に関する各種制度について、立地適正化計画に関するコンサルティング等と併せて、活用促進を図った。</p>	→		
<p>○居住目的のない空き家数※住宅・土地統計調査(総務省)における賃貸・売却用等以外の「その他」の空き家数：2030年において400万戸程度におさえる 【再掲】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2024年10月把握可能) ■前回値(2018年) 349万戸 ■初期値(2013年) 318万戸</p>	<p>○不動産価格指数を掲載するホームページのアクセス件数：2022年度に400,000件 ※不動産情報に係る新たな指標の充実：2021年度までに公表 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2021年度末) 197,822件 ※システム改修前想定値：460,416件 ■前回値(2020年度) 470,684件 ■初期値(2016年度) 105,872件</p>	<p>(情報の充実等) a. 官民が保有する各種不動産関連データの連携がより一層行われるよう環境整備を進めるとともに、公表している価格指数をはじめとした不動産情報に係る新たな指標の公表を行うことで不動産情報基盤を改善し、充実させる。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2022年度については、既存住宅販売量指数(確報値)・法人取引量指数について試験運用をおこない、今後も継続的な運用の中で本格運用への移行を検討するとともに、IMF等の動向を注視し、新たな指数公表の要請に備える。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○既存住宅流通及びリフォームの市場規模：2030年までに14兆円 【再掲】 ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2024年10月把握可能) ■前回値(2018年) 12兆円 ■初期値(2013年) 11兆円</p>	<p>○住宅性能に関する情報が明示された住宅の既存住宅流通に占める割合：2030年度に50% ⇒進捗状況(未達) ■最新値(2024年10月把握可能) ■前回値(記載なし) ■初期値(2019年度) 15%</p>	<p>(安心して取引できる不動産市場環境の構築) a. 専門家によるインスペクションの活用の促進や、「安心R住宅」制度の周知・普及等を通じ、売主・買主が安心して取引できる市場環境を整備する。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況 インスペクションや「安心R住宅」制度の活用状況等に関する調査を実施し、既存住宅状況調査方法基準の合理化や制度の周知・普及策を検討している。</p> <p>b. 不動産関連情報の連携・蓄積・活用等の促進や不動産DXを推進する上での基盤整備の一環として、2021年度において、各不動産の共通コードとしての「不動産ID」のルールを整備するとともに、社会における中長期的なメリットも念頭に置きつつ、不動産IDの利用拡大に向けた方策の検討を行い、2022年度以降、不動産IDに係るルールの運用を順次開始する。 《所管省庁：国土交通省》 ⇒進捗状況(達成) 2021年度末に「不動産IDルールガイドライン」を策定した。今後、幅広い分野における不動産IDの社会実装に向けた取組を進めていく予定。</p>	<p>→</p> <p>→</p>		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(売主と買主の情報の非対称性を低減させるための取組の推進)</p> <p>a. 住宅市場に占める既存住宅の流通シェアが高い諸外国におけるインスペクションの実態、制度的背景、商習慣等を踏まえ、既存住宅に係る各種調査の効率化に加え、制度や効果への理解の向上や建物状況調査方法基準の合理化等の検討を行い、売主と買主の情報の非対称性を低減させるための必要な制度の運用改善を図る。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>2021年に既存住宅状況調査、既存住宅売買瑕疵保険、フラット35の物件検査を実施できる検査員を一括して検索できるサイトを開設し、当該サイトの周知・普及に取り組んでいる。</p> <p>制度理解の向上に係る検討のため、宅建業者向けに建物状況調査のあっせんに係るアンケート調査を実施し、また、既存住宅状況調査方法基準について合理化のための告示改正を予定している。</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>○国有地の定期借地件数：目標は設定せず、モニターする【実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる】 ⇒進捗状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年3月末) 146件 ■前回値(2021年3月末) 144件 ■初期値(2018年3月末) 109件 	<p>○固定資産台帳の更新状況：毎年度100% ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2020年度決算分) 94.1% ■前回値(2019年度決算分) 87.5% ■初期値(2017年度決算分) 81.7% 	<p>(未利用資産等の活用促進)</p> <p>a. 国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合は一般競争入札により処分する。また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行うほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行うなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じる。</p> <p>《所管省庁：財務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>国有地について、国は国有地の管理・処分の基本方針に基づき、公用、公共用優先の原則に基づく地方公共団体等からの優先的な利用要望を受け付け、利用要望がない場合には一般競争入札により処分を行っている。</p> <p>また、まちづくりに配慮した土地利用を行いつつ、民間の企画力・知見を具体的な土地利用に反映させる入札などの手法の活用も行ったほか、所有権を留保する財産や、保育・介護等の人々の安心につながる分野で利用を行う財産については、定期借地権による貸付を行っているなど、管理処分の多様化を図るとともに、国有地の定期借地件数のモニタリングの結果を踏まえ、未利用資産等の活用促進の観点から必要な改善策を講じている。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 公有地について、国は地方公共団体における固定資産台帳の整備状況を毎年フォローアップしつつ、先進的な取組事例を把握して横展開する。 《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2020 年度決算に係る固定資産台帳の整備状況について、調査・把握済み。 固定資産台帳を活用した取組事例について、総務省 HP に集約・公表しており、引き続き、取組事例の集約・横展開を実施する。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>c. 各地方公共団体が公表している固定資産台帳のデータや保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集を作成し、順次更新する。また、財政状況資料集において、以下の項目について、経年比較や類似団体比較を実施した上で、グラフを用いて図示するとともに、各団体の分析コメントを付して公表し、各地方公共団体における施設類型ごとの公共施設の保有量等を「見える化」する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報有形固定資産減価償却率については、将来負担比率とも組み合わせ、経年比較や類似団体比較を行うことで、老朽化対策の進捗状況を「見える化」する。 <p>《所管省庁：総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>固定資産台帳のデータへのリンク集について、2022年10月に総務省HPにて公表済み。</p> <p>保有する財産の活用や処分に関する基本方針へのリンク集については公表済みであり、順次更新する予定(年度末まで)。</p> <p>2020年度決算分の財政状況資料集において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所有資産全体の有形固定資産減価償却率 ・施設類型ごとの有形固定資産減価償却率及び一人当たり面積等 ・一人当たりの投資的経費の内訳(既存施設更新・新規施設整備)、維持補修費も含めた決算情報とともに、施設類型別の減価償却率や有形固定資産減価償却率と将来負担比率との組み合わせの比較及び各地方公共団体において行った分析を公表(2020年度決算分について、2022年9月に総務省ホームページにて公表済み)。 	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>d. 公有財産の有効活用を促進するため、作成した手引きを普及させるとともに、民間提案を活用した取組等の先進的な事例を把握して横展開する。 《所管省庁：関係省庁》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 作成した手引きの周知を HP 等で実施。公的不動産を含めた遊休不動産について、不動産証券化手法を活用した、新しい生活様式に対応した改修事業に取り組もうとしている者に対し、専門家によるアドバイザー等の支援を実施し、好事例の横展開を図った。</p>	→		
<p>○国公有財産の最適利用プランを策定した数：目標は設定せず、モニターする [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 21件 ■前回値(2021年3月末) 21件 ■初期値(2018年3月末) 8件</p>	<p>○市区町村等との間で設置した協議会の数：増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2022年3月末) 127件 ■前回値(2021年3月末) 113件 ■初期値(2018年3月末) 75件</p>	<p>(地域における国公有財産の最適利用に向けたプランの策定と定期的な点検) a. 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行う。 《所管省庁：財務省、総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全市区町村等と財務省財務局・財務事務所間において、連携窓口の設置、一件別情報の提供、協議会の設置、情報共有等を実施し、最適利用プランの策定を行っている。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じる。 《所管省庁：財務省、総務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 各地域の国公有財産最適利用の進捗状況をフォローアップし公表する予定としている。なお、有効活用に当たっては、立地適正化計画が策定されている区域については同計画を踏まえて行うとともに、国公有財産の最適利用プランを策定した数のモニタリングの結果を踏まえ、同プランの策定と定期的な点検に関して必要な改善策を講じている。</p>	→		
<p>○緊急性・必要性の高い土地を対象に、長期相続登記等未了土地の解消をより効果的に実施：毎年度増加 [改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しにより更なる促進を図る] ⇒進捗状況 ■最新値(2021 年度末) 152,245 筆 ■前回値(記載なし) ■初期値(2022 年 2 月) 142,642 筆</p> <p>○変則的な登記がされている土地が解消された数：毎年度増加 [実績調査の結果及び改正法に基づく新制度を踏まえた解消作業の見直しを踏まえ、必要な改善策を講じる] ⇒進捗状況 ■最新値(2021 年度末) 10,717 筆</p>	<p>○公共事業実施主体のニーズにより的確に対応するため、緊急性・必要性の高い土地を対象とした上で、長期相続登記等未了土地の解消作業をより効果的に実施：2024 年度末までに約 63,000 筆の解消作業に着手 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021 年度末) 558,273 筆 ■前回値(記載なし) ■初期値(記載なし)</p> <p>○市町村等の事業実施主体のニーズを踏まえて行う、変則的な登記がされている土地の解消作業に着手した数：2024 年度末までに約 23,100 ⇒進捗状況(達成) ■最新値(2021 年度末) 23,555 筆 ■前回値(2020 年度末)</p>	<p>17. 所有者不明土地の有効活用</p> <p>(所有者不明土地の発生を予防するための仕組み、所有者不明土地を円滑かつ適正に利用するための仕組み等)</p> <p>a. 「民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号)」が 2021 年 4 月に成立したところであり、その円滑な施行に向けた取組を実施する。 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 「民法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 24 号)」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号)」の円滑な施行に向け、関係政令(「不動産登記令等の一部を改正する政令(令和 4 年政令第 315 号)」、「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律施行令(令和 4 年政令第 316 号)」)の制定や、新制度の内容等についての積極的かつ細やかな周知・広報活動等の取組を実施している。(2023 年 4 月 1 日から順次施行)</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
<p>■前回値(2020年度末) 4,035筆</p> <p>■初期値(2018年11月) 0筆</p>	<p>15,755筆</p> <p>■初期値(2020年10月) 7,887筆</p>	<p>(長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消)</p> <p>a. 民法・不動産登記法の改正を踏まえて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地の解消方策の在り方を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)等に基づき新制度が創設されるため、当該新制度の施行に合わせて、長期相続登記等未了土地及び変則的な登記がされている土地をより効果的に解消することができるような方策の在り方について検討を行っている。(2023年4月1日から順次施行)</p>	→		
		<p>b. 長期相続登記等未了土地の解消作業がより公共事業の実施主体に活用されるよう、効果的な運用の見直しを行った上で、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施していく。 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年度に、公共事業の実施主体により一層活用されるよう、運用の見直しを行ったところであり、2022年4月から、見直し後の運用に基づき解消作業を実施している。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(遺言書保管制度の円滑な導入)</p> <p>a. 2020年7月から運用が開始されている遺言書保管制度の普及を図る。 《所管省庁：法務省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>遺言書保管制度の手続案内を法務省HPで行うとともに、同制度の概要や保管申請の手続の流れを分かりやすく紹介するポスター及びチラシ等の作成・配布や全国の地方新聞への広告掲載、政府広報の活用等を行い、同制度の普及を図っている。</p>	→		
<p>○地域福利増進事業における利用権の設定数：2019年6月から10年間で累計100件</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年10月) 1件</p> <p>■前回値(2021年10月) 0件</p> <p>■初期値(2019年6月) 0件</p>	<p>○所有者不明土地の収用手続きに要する期間(収用手続きへの移行から取得まで)：2019年6月以降に手続きを開始したものは約21か月(約1/3短縮)</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2024年10月把握可能)</p> <p>■前回値(記載なし)</p> <p>■初期値(2016年度) 31か月</p>	<p>(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の円滑な施行、土地の管理や利用に関し所有者が負うべき責務やその担保方策)</p> <p>a. 国土審議会における審議・とりまとめを踏まえ、所有者不明土地法の見直しをはじめ、所有者不明土地問題等への対策に必要な制度見直しを実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>2021年12月の国土審議会の部会とりまとめを踏まえ、市町村をはじめとする地域の関係者が実施する所有者不明土地対策を支える仕組みを盛り込んだ改正所有者不明土地法が2022年5月に公布、同年11月に施行された。目標を達成しており、引き続き改正法の普及を進めていく予定。</p> <p>b. 所有者不明土地法の見直しも踏まえ、土地基本方針の変更を実施する。 《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>国土審議会の分科会等で今後の土地基本方針の改定方針について審議し、各種の基本計画等の改定時期を踏まえ、2024年頃の改訂を目指すこととされた。</p>	→	→	→

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>(所有者が不明な場合を含めて地籍調査を円滑かつ迅速に進めるための措置)</p> <p>a. 第7次国土調査事業十箇年計画(2020年～2029年)に基づき、国土調査法等の改正により措置された所有者不明等の場合でも調査を進めるための新たな調査手続の活用や、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入を促進し、地籍調査を円滑かつ迅速に進める。</p> <p>《所管省庁：国土交通省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>所有者不明等の場合でも調査を進める新たな調査手続や、官民境界のみを先行して調査を行う街区境界調査等の効率的な調査手法について、導入促進に向けた取り組みを推進しており、市町村等が行う地籍調査の現場においてその活用が着実に進んでいる。</p>	→		
<p>○全農地面積に占める担い手の利用面積のシェア：2023年度末までに8割</p> <p>⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2022年3月末) 58.9%</p> <p>■前回値(2021年3月末) 58.0%</p> <p>■初期値(2017年度) 55.2%</p>	<p>○新制度による所有者不明農地の活用面積：毎年度増加 [実績調査の結果を踏まえ、必要な改善策を講じる]</p> <p>⇒進捗状況</p> <p>■最新値(2022年3月末) 109ha</p> <p>■前回値(2021年3月末) 58.4ha</p> <p>■初期値(新制度のため記載なし)</p>	<p>(所有者不明農地に関する新たなスキーム等)</p> <p>a. 制度の浸透を図り、農地中間管理機構による農地の集積・集約化を推進するとともに、半期毎に活用事例を収集し、HP上で公表する取組を実施する。</p> <p>《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成)</p> <p>農林水産省のHP上で所有者不明の遊休農地の公示制度について周知するとともに、同制度の活用事例の公表を実施。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
		<p>b. 本格化する人口減少を踏まえ、各地域において農業経営を行う者を確保するとともに、農地の適切な利用を促進するための施策の在り方について、「人・農地など関連施策の見直しについて」(令和3年5月25日公表)に基づき、具体的な内容等について検討し、必要な措置を講じる。 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 2021年12月24日に「人・農地など関連施策の見直しについて」を取りまとめ。 これを踏まえ、以下のとおり2022年5月に農業経営基盤強化促進法等を改正。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「人・農地プラン」を法定化し、所有者不明農地を含め将来の農地利用の姿を目標地図として明確化。 ②目標地図に位置づけられた受け手に対し、農地バンクを通じた農地の集約化等を推進。 ③所有者不明農地について、 <ul style="list-style-type: none"> ・農地バンクの利用権の設定期間の上限を20年から40年に引上げ。 ・農業委員会による公示期間を6か月から2か月に短縮。 	→		
<p>○私有人工林のうち林業経営を実施する森林として集積・集約化された面積の割合：2028年度末までに5割 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年3月末) 39% ■前回値(2021年3月末) 37.2% ■初期値(2015年3月末) 3割 	<p>○私有人工林が所在する市町村のうち、新たな制度の下で森林の集積・集約化に取り組んだ市町村の割合：2023年度末までに10割 ⇒進捗状況(未達)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■最新値(2022年3月末) 8割 ■前回値(2021年3月末) 6割 ■初期値(新制度のため記載なし) 	<p>(所有者不明森林に関する新たなスキーム等)</p> <p>a. 森林経営管理法が円滑に運用されるよう、説明会等で制度の周知を図るほか、先進事例を調査・分析し、普及を図る。 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 市町村職員等を対象とした研修や説明会を継続的に実施。さらに、全国で先行している12市町村を選定し、3年目の取組内容を調査・分析するとともに、そのノウハウの横展開を図る取組事例集の作成に取り組んでいる。</p>	→		

社会資本整備等 3. 新しい時代に対応したまちづくり、地域づくり

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	22	23	24
	<p>○市町村における森林の集積・集約化のための意向調査の実施面積：2021年度～2026年度に約130万ha ⇒進捗状況(未達)</p> <p>■最新値(2021年度分) 約19万ha</p> <p>■前回値(新規設定のためなし、参考：2019～2020年度分約40万ha)</p> <p>■初期値(新規設定のためなし)</p>	<p>b. さらに、所有者不明の特例措置の活用に向けて、所有者探索等に関する知見やノウハウを整理するとともに、特例措置の活用に係るガイドラインを整備する。 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 所有者の探索に必要な人工数や工程を調査し、所有者不明森林等における各種ノウハウを研修資料等として整理するとともに、所有者不明森林等に係る特例措置活用のためのガイドラインを2022年4月に公表し、説明会等においてこれらの普及を図っている。</p>	→		
		<p>c. 林地台帳を活用しつつ、森林の経営管理の集積・集約化を推進する。また、引き続き地方交付税措置により支援する。 《所管省庁：農林水産省》</p> <p>⇒進捗状況(達成) 全市町村で整備されている林地台帳については、森林経営管理法に基づき市町村が行う森林所有者の意向調査等に活用しているところ。また、登記簿を基に作成した林地台帳情報について、各種調査等により精度向上を図る取組に対して、地方交付税措置により支援しているところ。</p>	→		